

TAKKEN

GIFU

宅建ぎふ
Vol.426
平成24年6月15日発行



おもな内容

協会創立45周年式典、通常総会を開催	2
桑原副会長 旭日双光章を受章	4
第1回・第2回理事会・幹事会報告	5
入管法等改正に伴う「在留カード」及び「特別永住者証明書」の導入について	6
「岐阜県不動産市況DI調査」の概要について	6
3月新設住宅着工	7
平成24年度「宅地建物取引主任者資格試験」のお知らせ	8
「瑞浪都市計画事業瑞浪中央土地区画整理事業保留地処分の媒介業務に関する協定書」を締結	8
「保留地処分情報」のお知らせ	10
岐阜県暴力追放だより	12
身近な法律相談	13
不動産取引判例集	14
協会の動き・支部だより・会員の異動	16



社団法人 岐阜県宅地建物取引業協会
公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会岐阜本部

協会創立45周年式典、通常総会を開催

公益社団法人認定を目指し、定款変更(案)が承認される!!

新役員による理事会において箕浦会長を再任

平成24年5月23日(水)午後1時より岐阜グランドホテルにおいて、(社)岐阜県宅地建物取引業協会創立45周年記念式典並びに第46回通常総会を開催しました。記念式典では、岐阜県知事表彰状の授与、協会長表彰状・感謝状の贈呈が行われ、式典終了後に開催された通常総会では、平成23年度事業報告・決算報告、平成24年度事業計画・収支予算が原案のとおり承認されるとともに、本年度、公益社団法人移行認定申請を行うための定款変更(案)等が承認されました。

また、本年度は役員改選期にあたることから、任期満了に伴い新理事・監事を選任するとともに、議事を中断して開催された第2回理事会において、箕浦茂幸氏が会長に再任されました。



なお、同日開催した(公社)全国宅地建物取引業保証協会岐阜本部の第40回定時総会では、平成23年度事業報告・決算報告、平成24年度事業計画・収支予算が報告されるとともに、幹事・監査の選任について審議され、原案どおり承認されました。

※ 議案の詳細については、同封の議案書をご参照ください。

(社)岐阜県宅地建物取引業協会第46回通常総会第6号議案において、定款変更(案)及び公益社団法人移行後の最初の代表理事を箕浦茂幸会長とすることについて承認を頂きました。

これを受けまして、平成25年度から公益社団法人としてスタートが切れるよう、本年度、認定申請を行いますので、会員皆様方のより一層のご協力とご理解を賜りますようお願い申し上げます。

平成24・25年度新役員

理事（幹事）	広瀬進一郎（岐阜南）	末永 勝昭（西 濃）	東 俊之（東 濃）
高田 實（岐阜中）	田口 元美（ " ）	篠田 伸司（ " ）	市岡 敦司（ " ）
後藤 暢之（ " ）	安井 一光（ " ）	高木 隆彦（ " ）	遠藤 房男（ " ）
蓮田 忠弘（ " ）	林 仁美（岐阜北）	山本 武久（中 濃）	瀬上 直樹（飛 驒）
田中 忠彦（ " ）	神山 靖雄（ " ）	西田 健一（ " ）	渡辺 修治（ " ）
櫻井 明（ " ）	青木 敏彦（ " ）	土屋幸四郎（ " ）	岩田 信之（ " ）
箕浦 茂幸（岐阜南）	梅本 善廣（ " ）	小林 義宗（ " ）	監事（監査）
鷺見 靖国（ " ）	後藤 俊悦（ " ）	渡邊 貴紀（ " ）	川合 尚（西 濃）
畑佐 昇（ " ）	桑原 宏（西 濃）	平田 幹雄（ " ）	南 孝司（東 濃）
田中 義夫（ " ）	菱田大次郎（ " ）	武田 海龍（ " ）	水野 雄二（会員外）

「協会創立45周年記念表彰」表彰者名簿

○岐阜県知事表彰

岐阜中支部 高田 實、田中 忠彦
 西濃支部 高木 隆彦
 中濃支部 山本 武久
 東濃支部 東 俊之、松浦 晃
 飛驒支部 岩畑 俊和

○会長表彰（特別功労）

岐阜北支部 穂積土地センター 廣瀬 薊

○会長表彰（役員）

岐阜中支部 吉田 勤、田中 忠彦
 岐阜南支部 田中 義夫、広瀬 進一郎
 岐阜北支部 林 仁美、神山 靖雄
 西濃支部 篠田 伸司
 中濃支部 小澤 重忠、北川 豊晃、若山 角二
 飛驒支部 岩畑 俊和、瀬上 直樹

○会長表彰（会員）

岐阜中支部 株五輪（後藤 暢之）、マサゴ不動産（安藤 謙一）
 岐阜南支部 ㈲オグリ開発（小栗 信夫）、コーワ不動産（小県 弘政）
 澤井不動産㈱（澤井 安直）、信廣土地開発（西尾 三四三）
 タグチホーム㈱（田口 元美）、大幸住宅㈱（畑佐 昇）
 中央不動産（小林 育郎）、鶴不動産（杉山 美智子）
 ㈱パナホーム愛岐（鷺住 修一）
 岐阜北支部 ㈱アンドウハウス（安藤 正年）、㈲岡本工業（岡本 保夫）
 ㈲サーンホーム（堀 孝信）、㈱玉井産業（玉井 健治）
 ㈲北西部開発（林 正春）、㈲丸善（梅本 善廣）
 ㈲ミソノ不動産（市川 一人）、美山生コン㈱（武藤 司）
 民田不動産㈲（民田 明義）
 西濃支部 アサヒ不動産㈱（廣嶋 利治）、㈱一光開発（北村 哲也）
 岐建㈱（木村 志朗）、㈱国枝建設（国枝 明）、㈲杉野開発（杉野 宗良）
 勢濃工業㈱（伊藤 源一）、大安建設㈱（稲川 哲彦）
 ㈲ぬのた（高橋 健次）、㈲ファインナップ（丹羽 洋三）
 ㈱養老不動産（吉田 正徳）

- 中濃支部 愛岐住総(有) (渡辺 健治)、植村不動産 (植村 幸子)
 (株)野田開発 (西田 健一)、(有)みどりの (渡辺 衛)
- 東濃支部 (有)愛岐不動産 (林 昌和)、愛岐不動産みやまえ店 (村松 斉)
 (株)アヅマ (東 俊之)、(株)岡山工務店 (岡山 金平)
 加納住建(有) (加納 正則)、フジ不動産 (加藤 美貴男)
 不動産情報センター (南 孝司)、松浦不動産 (松浦 晃)
 佑起建設(株) (澤中 武司)、(有)ワシズ経営事務所 (鷺津 眞澄)
- 飛騨支部 (有)水口木材 (水口 茂夫)

○会長感謝状 (支部役員)

- 岐阜中支部 両金 誠正、蓮田 忠弘
- 岐阜南支部 足立 雅哉、今尾 拓史、川出 勉、桑原 益栄、田家 正巳、廣瀬 久雄
 山口 幸典
- 岐阜北支部 神山 光雄、高橋 亘
- 西濃支部 飯沼 満、大野 哲嗣、川合 尚、末永 勝昭、田宮 正春、古川 正和
- 中濃支部 小林 義宗、武田 海龍、日置 捷司、平田 幹雄、藤吉 紀美、渡邊 貴紀
 渡辺 毅
- 東濃支部 遠藤 房男、佐藤 不二夫、鈴木 富之、桃井 長宏
- 飛騨支部 岩垣津 亘、田中 勝

○会長表彰 (従業者)

- 岐阜中支部 村瀬 領一 (岐阜不動産事業協同組合)、篠田 和子 (壽商事(株))
 相宮 はつゑ (株)相宮工務店)、山本 好文 (株)マルエイ支店)
- 岐阜南支部 大野 祐喜夫 (大野不動産)、野呂 紘一 (オリエンタル(株))
 北川 桂子 (株)プラスハート)、小島 俊彦 (有)マップス)
 宮崎 晃 (有)宮崎不動産)
- 岐阜北支部 小川 日出男 (有)岡本工業)、堀 貴子 (有)サーンホーム)
 今村 昭典 (高富不動産(有))、原尾 勝 (原尾不動産)
 寫 千里 (株)マンションセンターダイシン)、三輪 恒雄 (三輪事務所)
 安東 典和 (有)横関建設工業)
- 西濃支部 多和田 伸子 (有)加納建築)、桑原 憲一 (有)水都不動産)
 岡田 眞 (株)地伸)、二宮 令 (有)平安)、西岡 千里 (株)山幸建設)
- 中濃支部 鷺見 光廣 (株)高垣組)、改田 達也 (若葉住宅工業(株))
 和泉 清 (株)ワタケン・ホーム)
- 飛騨支部 瀬上 勉 (山和不動産(株))、中嶋 真次 (中部産業(株))
 島田 徹夫 (丸仲建設(株))

桑原宏副会長 旭日双光章を受章



本会 桑原宏副会長 (西濃支部長) が、栄えある「春の叙勲」で旭日双光章を受章され、6月1日 (金) 国土交通省により伝達式が執り行われました。

桑原副会長は、多年本会の役員として、消費者の保護に尽力され、業界の発展に寄与された功績が認められ、この度受章の栄に浴されました。

Report

宅建協会・全宅保証

第1回理事会・幹事会報告

平成24年5月10日（木）岐阜県不動産会館において宅建協会及び全宅保証の平成24年度第1回理事会・幹事会が開催された。

報告事項

1. 入退会状況について

平成24年3月31日現在の入退会状況について報告された。

- 3月31日現在の所属会員数
 - 正会員 1,103名
 - 準会員 104名
- 3月31日現在の入退会状況
 - 正会員 入会者29名 退会者72名
 - 準会員 入会者7名 退会者4名

審議事項

1. 業協会平成23年度事業報告・決算報告について

業協会の平成23年度事業報告書及び収支計算書等について審議され、原案どおり承認された。

れた。

2. 岐阜本部平成23年度事業報告・決算報告について

保証協会岐阜本部の平成23年度事業報告書及び収支計算書等について審議され、原案どおり承認された。

3. 会員外監事（監査）候補者について

役員の改選期に伴い、会員外監事（監査）の選出について審議され、原案どおり承認された。

○会員外監事（監査）候補者

水野会計事務所 水野 雄二

4. 創立45周年記念式典及び平成24年度通常総会について

協会創立45周年記念式典及び平成24年度の各団体総会の運営等について審議され、原案どおり承認された。

5. 職員の採用について

事務局職員の退職に伴う職員の補充採用について承認された。

第2回理事会・幹事会報告

平成24年5月23日（水）岐阜グランドホテルにおいて宅建協会及び全宅保証の平成24年度第2回理事会・幹事会がそれぞれ開催された。

【宅建協会】

審議事項

1. 会長の選任について

会長の選任について審議され、箕浦会長が再任された。

2. 副会長、常務理事の選任について

副会長、常務理事の選任について審議され、以下のとおり選任された。

3. 関係団体役員候補者及び代議員の選出について

関係団体役員候補者及び代議員の選出については、常任理事会に一任された。

【保証協会岐阜本部】

審議事項

1. 本部長の選任について

本部長の選任について審議され、箕浦本部長が再任された。

2. 副本部長・常任幹事の選任について

副本部長・常任幹事の選任について審議され、以下のとおり選任された。

○ 宅建協会 副会長・常務理事（保証協会岐阜本部 副本部長・常任幹事）

役 職	氏 名	役 職	氏 名
副会長（副本部長）	桑 原 宏	常務理事（常任幹事）	畑 佐 昇
	東 俊 之		瀬 上 直 樹
常務理事（常任幹事）	鷺 見 靖 国		林 仁 美
	山 本 武 久		末 永 勝 昭
	高 田 實		西 田 健 一

入管法等改正に伴う「在留カード」及び「特別永住者証明書」の導入について

下記について、国土交通省より全宅連を通じて周知の依頼がありましたので、お知らせします。

記

この制度は、平成21年7月15日に公布された「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」（以下「入管法等改正法」という。）の施行に伴い、「外国人登録制度」の廃止を受けて新たに導入されるもので、入管法等改正法が施行される本年7月9日より取扱いが開始されるものです。当該制度では、これまでの外国人登録証明書に代わり、日本に中長期間在留する外国人の方には「在留カード」が交付され、また、特別永住者には「特別永住者証明書」が交付される等、所要の変更がなされております。

つきましては、本制度において導入される「在留カード」及び「特別永住者証明書」が、不動産取引における本人確認書類として活用されることも見込まれますので、貴団体におかれましては、標記制度の導入について、貴団体加盟の会員に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、本制度の導入に伴う宅地建物取引業法令の改正はありませんが、「在留カード」及び「特別永住者証明書」については、入管法等改正法の施行日以降において、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の適用対象である特定取引を行うに際して実施が義務付けられている本人確認における本人確認書類として、外国人登録証明書に代わる書類として取り扱われることとなっておりますので、念のため申し添えます。

「岐阜県不動産市況D I 調査」の概要について

岐阜県における土地価格と不動産取引の動向について、本年4月に会員の皆様に第5回のアンケート調査のご協力をお願いしましたが、その調査結果を取りまとめ岐阜県不動産市況D I 調査結果として公表しましたので、お知らせします。

なお、詳細につきましては、本誌に同封のアンケート調査結果書をご覧ください。

1. 土地価格の動向（県全体）について

今回の県全体の地価動向D Iは、△34.6ポイントで、前回（平成23年10月1日時点）とほぼ同程度であった。

また、前回の予測値は、△34.6であったが、今回の実測値と同数値であった。地価の下落傾向が今後も継続すると判断している業者が多いことを示している。

半年後の予測値は、△23.0ポイントでわずかではあるが改善すると予測している。

3月新設住宅着工

国土交通省がまとめた3月の新設住宅着工戸数は、持ち家が前年同月比2.3%減の2万2,335戸と先月の増加から再び減少となったものの、貸家が同7.8%増の2万3,468戸と3カ月連続の増加、分譲住宅でも同11.8%増の2万245戸と2カ月連続の増加となったため、3月の新設住宅着工戸数全体では、同5.0%増の6万6,597戸と2カ月連続の増加となった。着工床面積は、同3.1%増の592万8千㎡となり、こちらも2カ月連続の増加となった。

着工戸数の季節調整済年率換算値は84万8千戸となった。持ち家では、民間資金分が同1.9%増の1万9,344戸と3カ月連続の増加となったものの、公的資金分が同22.7%減の2,991戸と7カ月連続の減少となったため、全体でも減少となった。

貸家では、公的資金分が同10.7%減の3,248戸と7カ月連続の減少となったものの、民間資金分が同11.6%増の2万220戸と3カ月連続の増加となったため、全体でも増加となった。

分譲住宅では、マンションが同20.4%増の1万441戸と2カ月連続の増加、戸建て住宅でも同4.1%増の9,703戸と5カ月連続の増加となったため、全体でも増加となった。

岐阜県の利用関係別着工戸数をみると、分譲住宅が同15.3%増の128戸と増加となったものの、持ち家が同14.6%減の493戸、貸家が同26.0%減の182戸と減少となったため、岐阜県全体では、同14.1%減の804戸となった。

三大都市圏をみると、首都圏では、持ち家が同1.5%減の5,149戸と減少となったものの、貸家が同5.1%増の8,128戸、分譲住宅が同0.9%増の9,691戸と増加となったため、首都圏全体では同2.9%増の2万3,234戸となった。

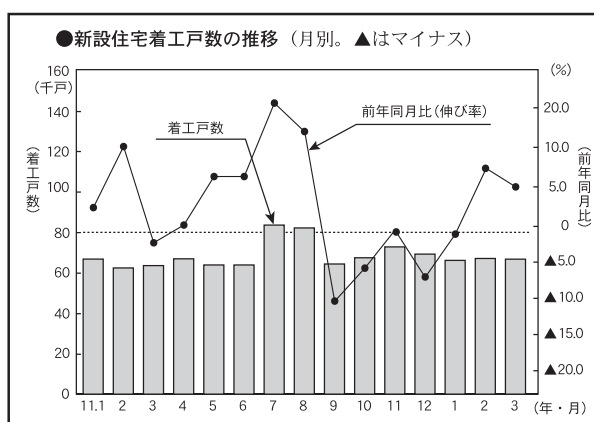
中部圏では、貸家が同6.3%増の2,602戸、分譲住宅が同11.6%増の2,074戸と増加となったものの、持ち家が同14.3%減の3,463戸と

減少となったため、中部圏全体では同1.1%減の8,266戸となった。

近畿圏では、持ち家が同8.7%減の2,760戸と減少となったものの、貸家が同0.7%増の3,771戸、分譲住宅が同22.8%増の5,050戸と増加となったため、近畿圏全体では同3.8%増の1万1,616戸となった。

建築工法別では、戸建て系商品を中心とするプレハブの持ち家が同1.3%増の3,935戸、貸家が同8.9%増の3,999戸、分譲住宅が同33.9%増の438戸と増加となったため、全体では、同7.3%増の8,497戸と3カ月連続の増加となった。

2×4では、貸家が同1.8%減の4,196戸と減少となったものの、持ち家が同10.2%増の2,283戸、分譲住宅が同30.5%増の1,195戸と増加となったため、全体では、同6.2%増の7,710戸と2カ月連続の増加となった。



[infomation] インフォメーション

平成24年度「宅地建物取引主任者資格試験」のお知らせ

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第16条の2第1項の規定による岐阜県知事の委任に係る平成24年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施します。

- 試験の日時 平成24年10月21日（日）
午後1時～午後3時（登録講習修了者は午後1時10分～午後3時）
- 試験会場 岐阜大学
- 受験資格 申込時に岐阜県内に住所を有する者（年齢、学歴は問いません。）
- 申込書の配布 （社）岐阜県宅地建物取引業協会本部・支部、岐阜県都市建築部建築指導課及び以下の書店
くまざわ書店柳津店（カラフルタウン岐阜2F）、くまざわ書店各務原店（アピタ各務原店1階）、くまざわ書店美濃加茂店（アピタ美濃加茂店2階）、ACADEMIA大垣店（アクアウォーク大垣2F）、いけだ書店（アピタ中津川店1F）
※ 郵送による申込書の請求方法については、下記にお問い合わせ下さい。
- 受験申込み（持参による申込み受付は行っておりません。）
 1. 郵送申込み
申込期間：7月2日（月）～7月31日（火）までの消印があるものに限り受付けます。
 2. インターネット申込み
申込期間：7月2日（月）午前9時30分～7月17日（火）午後9時59分まで
※（財）不動産適正取引推進機構ホームページ（<http://www.retio.or.jp>）より申込みを行って下さい。
- 受験手数料 7,000円
- 合格発表 平成24年12月5日（水）
- 問い合わせ先 （社）岐阜県宅地建物取引業協会
TEL 058-275-1171（宅建試験専用）
URL <http://www.gifu-takken.or.jp>

「瑞浪都市計画事業瑞浪中央土地区画整理事業保留地処分の媒介業務に関する協定書」を締結

本会では、「瑞浪都市計画事業中央土地区画整理事業保留地処分の情報提供及び媒介に関する協定書（平成24年3月30日施行）」を瑞浪市との間で締結しました。

自己の顧客に購入希望者がある会員の方は、媒介契約申出書及び購入希望者の保留地買受申請書、身分証明書、住民票抄本等を瑞浪市建設水道部都市計画課へ提出してください。

会員の方の媒介により保留地の売買契約が成立し、売買代金の納入が確認されたとき、以下により媒介報酬が同組合から支払われることとなります。

媒介報酬額の算定方法

1. 報酬額を算定する場合の基準額 保留地売払価格を算定基準とする。
2. 報酬額算定基準 保留地売払価格×3%（一律）（消費税相当額を含む。）
※ 千円未満切り捨て

瑞浪中央市有地一覽表



問い合わせ先：瑞浪市建設水道部都市計画課
 電話：(0572) 68-2111
 内線 245, 251
 土地購入に関するお問い合わせ等ございましたら、
 お気軽にお問い合わせください。

平成23年10月1日現在
 ●北…北小田町 ●南…南小田町
 ●穂…穂並 ●色…一色町 ●西…西小田町

NO.	町名	番地	街区画地番号		面積(m ²)	m ² 単価(円)	販売価格(円)
4	北・3丁目	98-2	26	4-2	271.17	38,000	10,304,460
16	一色・6丁目	52	75	17	766.81	52,500	40,257,525
21	西・一丁目	231	78-2	2-5	257.06	23,700	6,092,322
23	南・3丁目	307	79	1	816.35	35,500	28,980,425
25	南・3丁目	261	82	1-2	195.41	31,700	6,194,497
30	南・3丁目	127	98	4	372.26	46,700	17,384,542
31	南・3丁目	125	98	11	210.80	32,000	6,745,600
41	南・1丁目	12	117	3	366.64	49,900	18,295,336
48	穂並・3丁目	51	140	6	596.61	23,900	14,258,979
53-2	南・4丁目	105-2	162	1	323.00	31,300	10,109,900
53-3	南・4丁目	105-3	162	7-1-2	255.00	33,000	8,415,000
54-1	南・2丁目	103-2	163	1	379.86	28,300	10,750,038
54-2	南・2丁目	103-3	163	1	283.62	20,900	5,927,658
56	南・3丁目	308-3	79	9	876.29	20,500	17,963,945

「保留地処分情報」のお知らせ

羽島市から「羽島都市計画事業インター北土地区画整理事業保留地処分の情報提供及び媒介に関する協定」に基づき、保留地処分の情報提供依頼がありましたのでお知らせします。

自己の顧客に購入希望者がある会員の方は、媒介契約申出書及び購入希望者の保留地買受け申請書、身分証明書、住民票抄本等を羽島市役所建設部区画整理課へ提出してください。

会員の方の媒介により保留地の売買契約が成立し、売買代金の納入が確認されたとき、以下により媒介報酬が羽島市より支払われることとなります。

1. 報酬額を算定する場合の基準額

保留地処分額を算定基準額とする。

2. 報酬額算定基準

次の区分に従い算定した額の合計額とする。ただし、千円未満は切り捨てるものとする。

取引額	2,000万円以下	2.0%
取引額	5,000万円以下	1.8%
取引額	10,000万円以下	1.7%
取引額	10,000万円超	1.5%

※ 上記媒介報酬額は消費税等相当額を含む。

羽島都市計画事業インター北土地区画整理事業保留地一覧表

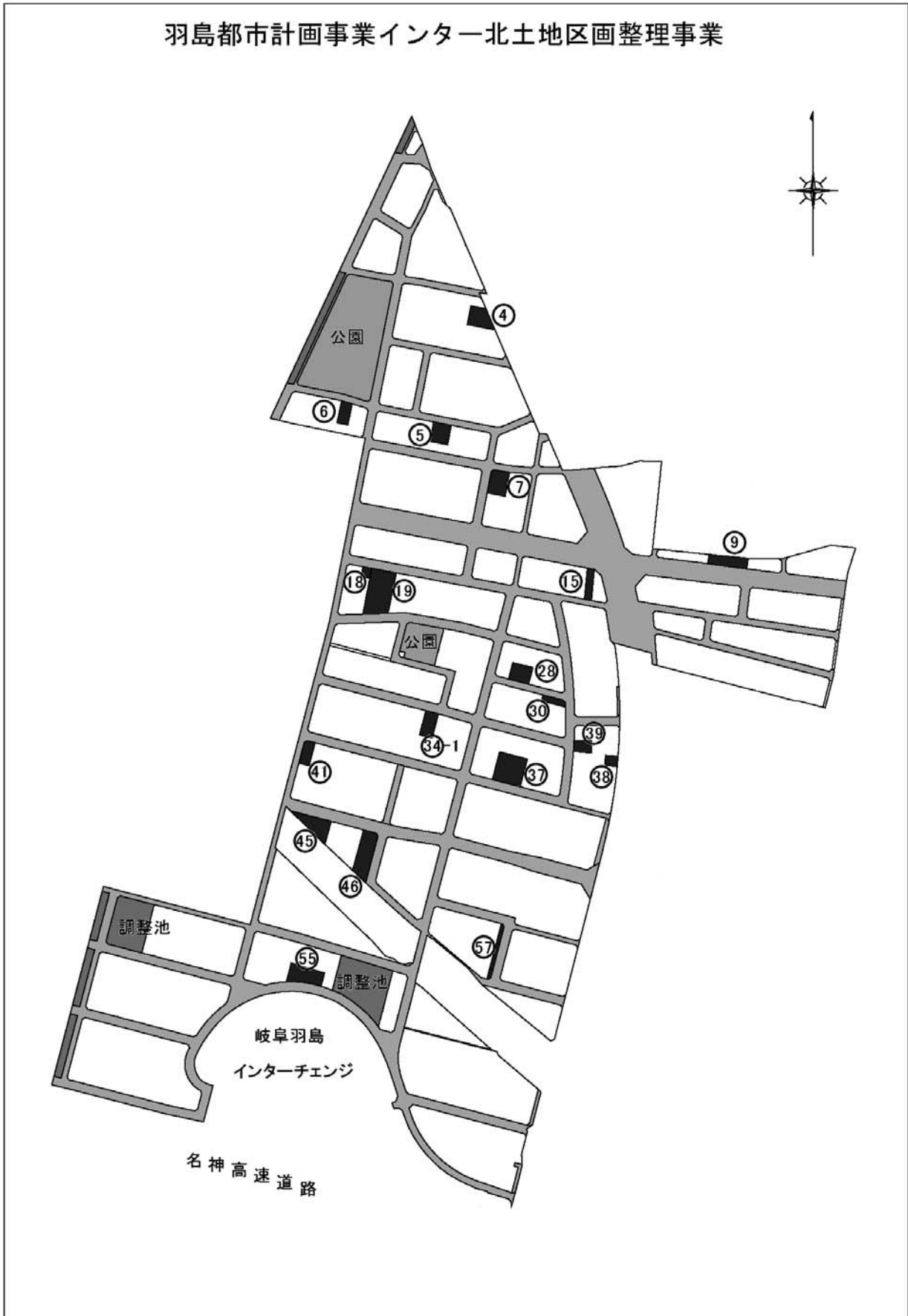
物件番号	所在	地積 (㎡)	処分価格 (円)	用途地域	備考
4	5街区7画地	338.10	17,310,720	準工業	都市ガスなし
5	12街区3画地	291.53	13,206,309	第一種住居	北側道路：未定
6	13街区5画地	198.06	9,090,954	第一種住居	
7	15街区1画地	357.37	16,796,390	準工業	
9	18街区4画地	315.72	15,659,712	準工業	
15	25街区6画地	183.60	8,867,880	準工業	
18	28街区2画地	70.77	3,021,879	準工業	
19	28街区3画地	883.83	42,070,308	準工業	
28	31街区7画地	284.45	13,141,590	準工業	南側道路未舗装
30	32街区6画地	118.09	4,770,836	準工業	北側道路未舗装
34-1	37街区8-1画地	265.17	12,383,439	準工業	
37	38街区6画地	668.32	30,809,552	準工業	
38	39街区6画地	104.53	5,059,252	準工業	都市ガスなし
39	39街区14画地	172.63	7,699,298	準工業	電柱有
41	41街区1画地	205.05	9,555,330	準工業	現在、西側には上下水・ガスの埋設がない
45	42街区1画地	411.29	16,533,858	準工業	
46	42街区5画地	586.82	26,582,946	準工業	
55	52街区13画地	439.88	16,583,476	準工業	都市ガスなし
57	45街区8画地	159.36	4,764,864	準工業	

【問い合わせ先】

羽島市建設部区画整理課

TEL 058-392-9927 (直通)

保留地位置図





岐阜県 暴力追放だより

公益財団法人岐阜県暴力追放推進センター発行
「岐阜県暴力追放だより」より抜粋

あなたの職場を、暴力団等から守るため 『不当要求責任者講習』を受けましょう。

暴追センターでは、岐阜県公安委員会から委託を受けて、一般市民の方が、暴力団等からの被害を防止するため「不当要求防止責任者講習」を開催しています。

開催場所は「岐阜市」「大垣市」「関市」「多治見市又は土岐市」「高山市」の5カ所で開催しています。

○ 講習手続き

- ① 事業者は、「不当要求防止責任者」を選任するのが望ましいとされています。会社、行政機関、自営業等は、各事業所ごとに適任者を選任して下さい。
- ② 不当要求防止責任者「選任届」の用紙を所轄警察署刑事課へ提出する。（選任届の用紙は、岐阜県暴力追放推進センターのホームページからもダウンロードできます。）
- ③ 後日、往復はがきで講習日、場所が通知されるので、指定の日に参加して下さい。

※ 届出書の様式は、ホームページからダウンロードできるほか、最寄りの警察署にも備え付けてあります（ホームページからダウンロードした場合は、同じものを2部作成し提出して下さい。）。

○ 講習内容

- ① 暴力団情勢
- ② 不当要求に対する対応要領
- ③ ビデオ鑑賞
- ④ 相談事例の紹介等

○ 受講修了書の交付

受講者には、講習終了後に岐阜県公安委員会から「受講終了書」が交付されます。

★ 責任者講習日程

7月～8月の責任者講習については下記の日程で実施する予定です。

〔7月〕

- 7月 5日（木） 岐阜産業会館 第1会議室（岐阜市六条南2-1-11）
7月20日（金） 飛騨・世界生活文化センター 会議室（高山市千島町900-1）
7月31日（火） 大垣市情報工房 セミナー室（大垣市小野4-35-10）

〔8月〕

- 8月 9日（木） アピセ・関 会議室（関市平和通7丁目5-1）

※ 新規に講習受講希望者は事前手続きが必ず必要ですので、当センターもしくは警察本部組織犯罪対策課へご連絡ください。

【責任者講習に関する問い合わせ先】

- （公財）岐阜県暴力追放推進センター TEL 058-277-1613
- 岐阜県警察本部 組織犯罪対策課暴排係 TEL 058-271-2424 内線4467

身近な法律相談



(社)岐阜県宅地建物取引業協会
顧問弁護士 畑 良 平

離婚について（手続きから財産処分に向けて）

今回は、離婚の法的問題について述べます。現在、離婚件数は年平均25万件で熟年離婚が増加傾向にあります。例えば、次のような相談事例があり、順を追って説明していきます。

【事例①】離婚届に署名捺印したが、届出前の段階で思い直して協議離婚したくない場合、どうしたらいいのですか。

【事例②】協議離婚が困難な場合、どういう手続きを採ればいいのですか。

【事例③】別居して子供を引き取っていますが、生活費をどう請求すればいいのですか。

1 離婚手続について

①協議離婚、②調停による離婚、③審判による離婚、④訴訟による離婚に分かれます。このうち、③は殆ど利用されていないので省略します。

2 協議離婚の注意点

(1) 夫と妻との離婚を合意し、市役所に届け出ます。簡易で費用もかからないことから多くの場合に利用され、離婚の約9割が協議離婚によるものです。

(2) しかしながら、財産分与についてどう処理するかとか、子供がいる場合に養育費の話をしなないなどし、届出をした後で法的手続を採らなければならなくなったということも起こり得ます。容易であるからこそ、慎重な準備と対応を行う必要があります。

(3) 協議離婚の場合、市役所にて届けが受理されると法律上離婚成立です。離婚届に署名捺印しても、届出をしない以上、離婚は未だ成立していません。

(4) 離婚届に署名捺印をしたものの、思い直して離婚したくないと意思を翻した時は「離婚届の不受理申出」の制度があり、これを利用します。不受理の申出を市役所にておくとその後に届けられた離婚届は受理されません。事例①は、この制度を利用します。

3 調停離婚について

(1) 日本の法律では離婚訴訟前に調停申立が義務付けられていて、これを調停前置主義といいます。家庭内の事件である以上、訴訟よりは調停で解決された方が望ましいという考えによるものです。協議が無理な場合は、訴訟を行う前に調停申立を（事例②の回答）。

(2) 別居していることが多く、相手方の住所地の家庭裁判所に申立を行うこととなります。または、夫婦の合意で決めた家庭裁判所です。

(3) 本人自ら出頭されることが要請されます。代理人に弁護士をつけて対応することが可能ですが、その場合でも弁護士に任せきりにはできません。調停では、裁判所にて日時が定められており、およそ月1回位のペースで手続が進行していきます。

(4) 裁判所内の調停室にて行われ、夫婦が相互に代わり交替に調停委員に話を伝え、夫婦が顔を合わせて同時に調停室に入ることはありません（但し、成立時には同室になるのが通常）。また、待合室も申立人側と相手方側とで分かれています。

(5) 調停の話し合いは、調停での成立見込みがある場合には半年、または長いと1年位継続されることがあります。別居して生活していることが多く、その間の生活費を相手方に請求する場合は、婚姻費用分担調停申立を行います。子供がいて離婚成立すれば、養育費が問題となりますが、離婚成立前は婚姻費用負担を求めることとなります（事例③の回答）。

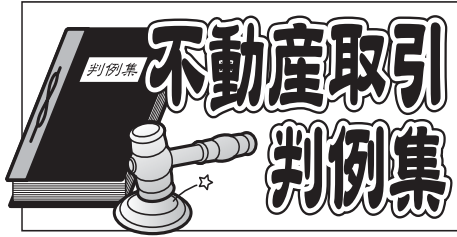
4 裁判離婚について

(1) 調停にも限度はあり、期日を重ねても離婚の合意に至らない場合には、不調や不成立となって裁判離婚（離婚訴訟）を求めることとなります。

(2) 離婚請求できる原因として法の定めでは不貞行為や悪意の遺棄などとともに、婚姻を継続し難い重大な事由です。

(3) 「離婚する」の他に未成年の子がいる場合には、親権者の指定、未成年の子につき養育費の請求、それと夫婦間での財産分与の請求、慰謝料請求もできます。次回は、養育費や財産分与、慰謝料について説明します。

以上



確定測量図の交付義務付きで売買した売主が決済期限までに確定測量図を交付できなかったとして、買主が契約解除による違約金の請求を行ったが、買主は現実の弁済を行っていないから契約解除は無効であるとして本訴を棄却する一方、確定測量図の交付が出来るようになったのに買主が代金を支払わないのは契約違反だとして違約金の請求を求め反訴した売主に対して、地積更正手続きを行っていない状態では債務の本旨に従った所有権移転登記手続きの提供とはいえないとして、反訴も棄却した事例

(東京地裁 平22年2月26日判決 両者棄却)

【事案の概要】

平成19年7月26日、Y X間で、Y所有地につき、Yを売主、Xを買主、売買代金2億3千万円、確定測量図の交付を条件とする売買契約を締結し、Xは手付金1千万円を支払った。なお、決済日は同年10月15日とした。

10月9日、Y所有地の東側隣地所有者Aは、Y所有地との境界杭が不明確であると申し入れ、確定測量図の作成が出来ないまま同年10月15日の決済日を徒過した。

同年12月下旬、YとXは期流れになっていた決済日を平成20年3月31日までに延期した。

平成20年になって、YはYの顧問弁護士にAとの境界問題解決を依頼した。しかし、決済日の同年3月31日までは、解決しなかった。

Xは平成20年3月29日発信の内容証明郵便をもって、同月31日までに、本件物件（Y所有地）の確定測量をし、確定測量図添付の上、本件物件の所有権移転債務を履行すべきことを催告し、同郵便は、同月31日に到達した。

Xは、Yに対し、平成20年4月4日付内容証明郵便をもって、Yの債務不履行を理由に、本件売買契約を解除する旨の意思表示をし、同郵便は同月7日に到達した。

YとAは6月18日、境界確認を完了した。

7月2日になって、XはYに対し、違約金等の支払を求める損害賠償の訴えを提起した。

Yは、9月8日の第2回口頭弁論日に、Xに対し、Yはいつでも本件物件の所有権移転登記手続きが可能であることを告げた上で、本件売買契約の残代金2億2千万円の支払を催告し、相当期間を経過したときは、同契約を解除する旨の意思表示をした。

しかしXからの支払がなかったため、Yは平成21年3月7日、Xに対し、違約金等の支払を求める反訴を提起した。

【判決の要旨】

裁判所は次のとおり判示した。

[本訴について]

1. 確定測量図の交付義務が代金支払義務の先履行の関係にあるか
 - (1) 確定測量図の完成は引渡日までになされれば足りるのであり、本件物件の引渡と残代金の支払が同時履行関係にある以上、確定測量図の完成・交付と残代金の支払も同時履行関係にあるというべきである。
 - (2) Xが払うべき代金額は、確定測量図が完成して初めて決定される関係にあるが、遅くとも決済日までに確定測量図が完成していれば、Xが代金支払債務を履行することに、事実上又は法律上の障害があるということではできないから、Yの確定測量図の交付義務は、Xの代金支払義務よりも先に履行すべき関係にあるというXの主張は採用できない。
2. 履行遅滞の有無について
 - (1) 上記のとおり、Yの確定測量図の作成・交付義務とXの残代金の支払債務は、同時履行関係にあるところ、Xは平成20年3月31日到達の催告の際、及び、平成20年4月7日到達のX解除通知の際、残代金の支払を提供しておらず、同解除は無効というべきである。
 - (2) これに対し、Xは、Yの確定測量図の作成・交付義務は、期限内の履行が実現できないことが明白であったとして、Xの残代金の支払の提供は不要である旨主張する。
 - (3) しかし、弁済の提供は、現実にすることが原則であり、債務の現実の提供が緩和される場合であっても、債務者は、履行の準備をしたことを通知してその受領の催告をする必要があるところ、Xがかかる行為を行った事実は認められない。
 - (4) 実質的に考えても、Yは本件売買契約締結後、確定測量図の作成に着手し、かつ、Aとの境界確認も平成20年6月18日には完了していることに照らすと、残代金の支払の提供をしていないXの解除を有効とすることこそ、公平に反するというべきである。
 - (5) 以上によれば、X解除通知は無効であり、Xの本訴請求は理由がない。

[反訴について]

- (1) 本件売買契約の契約書には、「Yが引渡日までに確定測量図を作成し、Xに交付すること」、「確定測量図の面積と登記簿記録の面積との間に相違が生じた場合、Yは、地積更正の責めを負うこと」、「買主の残代金の支払と売主の所有権移転登記手続きが同時履行関係にあること」が明記されている。
- (2) Yは、平成20年6月18日、確定測量図を完成したところ、同測量図上、本件土地の面積は770.76㎡であり、登記簿上の面積（670.69㎡）と相違が生じていた。

- (3) Yは、平成20年9月8日、Xに対し、本件物件の所有権移転登記手続きが可能であることを告げた上、残代金2億2000万円の支払を催告し、相当期間経過後に本件売買契約を解除する旨の意思表示をしているが、同意意思表示の当時、確定測量図の面積に基づく本件土地の更正登記手続きはなされていなかったから、Yの行った所有権移転登記手続きの提供は、債務の本旨に従ったものとはいえない。
- (4) したがって、Yによる上記解除は無効というべきで、Yの反訴請求は理由がない。

【まとめ】

本事例は、最高裁第3小法廷昭和29年7月27日判決の「同時履行の関係にある場合、反対給付をしないでした催告に基づく契約解除は効力を生じない」という法理を再確認したものである。

確定測量図の作成が決済日に間に合わない等、売主の債務不履行が明らかな場合であっても、買主が現実の提供を行わないと履行の提供には当たらないとした本判決は実務上参考にすべきものと思われる。

業 法 を 遵 守 し ま し ょ う

業者標識の掲示

業者標識は掲示していますか？

掲示内容は正しく表示されていますか？

●業者は、その事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、国土交通省令で定める標識（業者票）を掲示しなければならないことになっています。（業法第50条第1項）

現時点での標識の内容が正しく表示されていない場合は、訂正されるようお願いします。

また、国土交通大臣又は県知事に変更届が必要な場合は、所定の期間内に届け出て下さい。（業法第9条）

報酬額表の掲示

報酬額表を掲示していますか？

●業者は、その事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、国土交通大臣が定めた報酬額表を掲示しなければならないことになっています。（業法第46条第4項）

証明書の携帯

証明書を携帯していますか？

●業者は、従業者に、その従業者であることを証する証明書（従業者証明書）を携帯させなければ、その者をその業務に従事させてはならないことになっており、取引の関係者の請求があったときは、証明書を提示しなければならないことになっています。（業法第48条第1項、第2項）

従業者名簿の備え付け

従業者名簿は備え付けていますか？

●宅地建物取引業者は、事務所ごとに、従業者名簿を備え、従業者の氏名、住所、従業者証明番号、他国土交通省省令で定める事項を記載し、取引の関係者の請求があったときは、閲覧に供しなければならないこと

になっており、従業者名簿は、最終の記載日から10年間保存しなければならないことになっています。（業法第48条第3項、第4項、業法施行規則第17条の2第4項）

帳簿の備え付け

帳簿は備え付けていますか？

●業者は、事務所ごとに、業務に関する帳簿を備え、取引のあった都度帳簿に、取引年月日、取引物件の所在地・面積、他国土交通省省令で定める事項を記載しなければならないことになっており、各事業年度末日に帳簿を閉鎖し、閉鎖後5年間保存しなければならないことになっています。（業法第49条、業法施行規則第18条第3項）

※自ら売主となる新築住宅については10年間の保存が義務づけられます。

媒介契約書の交付

媒介契約は書面（媒介契約書）を交付していますか？

●業者は、宅地又は建物の売買又は交換の媒介の契約を締結したときは、遅滞なく法で定める事項を記載した書面（媒介契約書）を作成して記名押印し、依頼者に交付しなければならないことになっています。（業法第34条の2第1項）

重要事項説明書の交付

重要事項説明は書面（重要事項説明書）を交付して説明していますか？

●業者は、重要事項を説明する際、取引主任者をして、法で定める事項を記載した書面（重要事項説明書）を相手方に交付して説明させなければならないことになっています。（業法第35条第1項）

※取引記録等の保存について

「犯罪収益移転防止法」により、宅地建物の売買の当事者となる場合、売買の媒介・代理を行った場合、本人確認記録・取引記録を7年間保存することが義務付けられています。

免許更新の手続きはお早めに！！

免許更新の手続きは、有効期間満了日の90日前から30日前までの間に申請して下さい。

免許更新手続きを忘れて免許が失効しますと、宅建業を営むことができなくなりますのでご注意ください。

協 会 の 動 き

5月10日

- ・会長候補者選考会
- ・第1回理事（幹事）会



報告事項

- (1) 入退会状況について

審議事項

- (1) 業協会平成23年度事業報告・決算報告について
 - (2) 岐阜本部平成23年度事業報告・決算報告について
 - (3) 会員外監事（監査）候補者について
 - (4) 創立45周年記念式典及び平成24年度通常総会について
 - (5) 職員の採用について
- ・(社)全日本不動産協会岐阜県本部平成24年度通常総会
岐阜市：箕浦会長出席

5月14日

- ・全宅保証第1回総務・財務合同委員会
東京：山本常任幹事出席
- ・東海公取協理事会
名古屋市：箕浦会長、桑原・東副会長出席

5月15日

- ・全宅管理第1回理事会
東京：桑原副会長出席
- ・愛知県不動産コンサルティング協議会理事会
名古屋市：大橋職員出席
- ・宅建ぎふNo.425号発行

5月16日

- ・東海公取協第1回岐阜地区調査指導委員会
報告事項

- (1) 「不動産の表示に関する公正競争規約」等の一部変更（案）について

協議事項

- (1) 平成24年度事業計画・予算（案）について
- (2) 広告表示に関する一般調査（2月～3月）について

5月17日

- ・弁護士相談
- ・全宅連第1回常務理事会
東京：箕浦会長出席

5月18日

- ・第2回常任理事（幹事）会
協議事項

- (1) 記念式典及び総会の運営について

5月21日

- ・第1回不動産市況D I 調査委員会
協議事項

- (1) 平成24年度4月の調査結果について

5月22日

- ・(社)中部圏不動産流通機構公益設定法人対策特別委員会
- ・(社)中部圏不動産流通機構正副会長・委員長合同会議
名古屋市：箕浦会長出席

5月23日

- ・協会創立45周年記念式典



- ・(社)岐阜県宅地建物取引業協会第46回通常総会
- ・(公社)全国宅地建物取引業協会岐阜本部第40回定時総会

- 岐阜市
- ・ 宅建協会第2回理事会
審議事項
 - (1) 会長の選任について
 - (2) 副会長・常務理事の選任について
 - (3) 関係団体役員候補者及び代議員の選出について
 - ・ 全宅保証岐阜本部第2回幹事会
審議事項
 - (1) 本部長の選任について
 - (2) 副本部長・常任幹事の選任について
- 5月30日
- ・ 全宅保証監査会
- 東京：東副本部長出席
- 5月31日
- ・ 全宅連・全宅保証第1回理事会
 - ・ 全宅連中部地区連絡会第1回運営協議会
- 東京：箕浦会長、東副本部長、加納事務局長出席



岐阜中支部

- 5月1日
巡回相談（岐阜市役所）
- 5月7日
第4回幹事（監査）会
- 5月15日
巡回相談（岐阜市役所）
- 5月31日
新規入会者事務所調査
入会監査会

岐阜南支部

- 5月2日
巡回相談（各務原市役所）
- 5月8日
巡回相談（岐阜市役所）
- 5月16日
巡回相談（羽島市役所）
- 5月21日

第1回三役会

- 5月29日
- 第2回幹事会
- 5月30日
新規入会者事務所調査

岐阜北支部

- 5月15日
第3回幹事会
- 5月22日
巡回相談（岐阜市役所）
- 5月25日

第1回広報委員会

西濃支部

- 5月26日
新規入会者事務所調査
- 5月28日
入会審査会

中濃支部

- 5月8日
第2回幹事会
巡回相談（関市総合福祉会館）
- 5月11日
新規入会者事務所調査
入会審査会
- 5月25日
新規入会者事務所調査
入会審査会

飛騨支部

- 5月9日
三役会
- 5月11日
第2回役員会

平成24年度会費の納付について

平成24年度宅建協会会費60,000円、保証協会会費6,000円につきまして、納付期限が6月30日となっております。

ご多忙の折恐縮に存じますが、期日までに納付いただきますようお願い申し上げます。

— 会 員 の 異 動 —

入 会 者 (会員名簿に貼付けしてご利用頂けます。)

免許番号 免許年月日	商号又は名称	代 表 者 (政令使用人)	専任の取引主任者	電 話 番 号 F A X 番 号	事 務 所 所 在 地	〒
---------------	--------	------------------	----------	----------------------	-------------	---

【中濃支部】

(1) 4694 24. 5. 2	(株)はるさと不動産	酒 向 徳 享	酒 向 徳 享	0575-46-8880 0575-46-8889	関市春里町2-3-4	501- 3901
----------------------	------------	---------	---------	------------------------------	------------	--------------

【東濃支部】

(1) 4687 24. 1. 30	アイズエステート(株)	伊 藤 博	伊 藤 博	0573-66-8841 0573-66-8841	中津川市中津川3385-7	508- 0001
-----------------------	-------------	-------	-------	------------------------------	---------------	--------------

退 会 者

支 部	商 号	代 表 者	事務所所在地	備考	頁
岐阜南	(株)アール不動産	坂井 猛	各務原市鵜沼三ツ池町3-59	期間満了	23
岐阜南	(株)協和	永原 孝哉	各務原市神置町3-5	合 併	23
岐阜北	宮 部 事 務 所	宮部 好生	瑞穂市只越1231-4	廃 業	36
中 濃	(有)宮之腰開発	長田 勝明	関市山田126	廃 業	57
東 濃	サ ー ラ 住 宅 (株) 多治見営業所	水谷 九郎	多治見市白山町3-14	廃 止	76

変更事項 (5月)

支 部	商 号	変 更 事 項	変 更 内 容		頁
			旧	新	
岐阜中	ぎふ農業協同組合	専任主任者	佐伯岳人、山田一成	野々村隆史、林良直	11
岐阜中	ぎふ農業協同組合 不動産センター	政令使用人	林良直	古田良之	11
		専任主任者	林良直	古田良之	
岐阜中	ぎふ農業協同組合 市橋支店	政令使用人	丸山速美	衣笠幸生	11
岐阜中	ぎふ農業協同組合 芥見支店	政令使用人	上谷幸正	後藤眞司	11
		専任主任者	上谷幸正	後藤眞司	
岐阜中	(株)クオール	代 表 者	山口功	宮川力	11
		専任主任者	山口功		
岐阜中	(株)ニッシー 岐阜支店	専任主任者		小木曾一隆	13
岐阜中	連 合 不 動 産 (株)	所 在 地	〒500-8854 岐阜市花園町8-3	〒500-8854 岐阜市花園町20-1	15
岐阜中	(株)G 岐阜支店	代 表 者	井ノ浦健	古山亨	—
岐阜南	ぎふ農業協同組合 茜部支店	政令使用人	篠田孝司	松原孝治	18
		専任主任者	山田浩司	松原孝治	
岐阜南	勲 和 (株) 岐阜営業所	専任主任者	岡田幹生	加賀爪克彦	19

岐阜南	丸 信 住 宅 (株)	代 表 者	森正彦	森さき江	20
岐阜南	協 和 建 設 (株)	専任主任者	佐藤勝人	篠田憲明、堀英哲	23
岐阜南	(株) 大 地	代 表 者	柴田道臣	柴田道直	28
岐阜南	ぎ ぶ 農 業 協 同 組 合 鵜沼支店	支 部	岐阜北支部	岐阜南支部	30
		支 店 名	合渡支店	鵜沼支店	
		所 在 地	〒501-0101 岐阜市曾我屋5-120	〒509-0132 各務原市鵜沼西町4-120	
		T E L	058-239-1507	058-384-1141	
		F A X	058-234-5123	058-384-1142	
		政令使用人	真鍋勇	前田和敏	
		専任主任者	吉岡栄子	岩井宏泰	
岐阜南	(株) ラ イ フ プ ラ ン	専任主任者		掛橋夏子	—
岐阜北	ぎ ぶ 農 業 協 同 組 合 鷺山支店	支 店 名	長良支店	鷺山支店	30
		所 在 地	〒502-0081 岐阜市長良2-2	〒502-0858 岐阜市下土居2-12-9	
		T E L	058-231-4084	058-231-9549	
		F A X	058-231-4921	058-231-9599	
		政令使用人	小森誠治	戸崎敬	
		専任主任者	川崎恭弘	戸崎敬	
岐阜北	ぎ ぶ 農 業 協 同 組 合 黒野支店	政令使用人	福田正義	真鍋勇	30
岐阜北	ぎ ぶ 農 業 協 同 組 合 島支店	政令使用人	小野忠義	廣瀬成己	30
		専任主任者	小野忠義	廣瀬成己	
岐阜北	ぎ ぶ 農 業 協 同 組 合 三輪支店	専任主任者	小林弘知	川崎恭弘	31
岐阜北	ぎ ぶ 農 業 協 同 組 合 穂積支店	政令使用人	廣瀬成己	篠田孝司	—
		専任主任者	廣瀬成己	浅野益緒	
中 濃	(株) ニ ッ シ ョ ー 可児支店	専任主任者	小木曾一隆	安江良将	63
中 濃	(有) ト ヨ タ	所 在 地	〒509-0315 加茂郡川辺町比久見835-1	〒505-0003 美濃加茂市山之上町字南上野1091	68
		T E L	0574-53-2344	0574-27-5633	
		F A X	0574-53-4114	0574-27-5633	
東 濃	三菱電機ライフサービス(株) 中津川支店	政令使用人	磯村道彦	安江傳二	78
飛 騨	飛 騨 建 設 (株)	所 在 地	〒506-0008 高山市初田町3-82	〒506-0008 高山市初田町3-45-2	87
飛 騨	日 産 工 業 (株)	専任主任者	代情美香	田中洋行	90

※ 頁の欄は、「平成22・23年度会員名簿」の掲載ページです。「—」表示は、名簿作成後の入会・支部移転者等です。

『訃 報』

謹んで哀悼の意を表し、ご冥福をお祈りします。

支 部	商 号	代 表 者	逝 去 者	続柄	逝去年月日
岐阜南	クオリティ総合企画	河合 栄治	河合 栄治	本人	平成24年5月21日
岐阜南	長 屋 事 務 所	長屋 隆喜	長屋すみゑ	母	平成24年5月27日



ハトマークは、私達がこれから目指していくべき姿の象徴です。2羽の鳩は会員とユーザーの信頼と繁栄を意味しています。

また、使用されている色については、赤色は「太陽」を、緑色は「大地」を、そして白色は「取引の公正」を表しています。

マークの上にある“REAL PARTNER”は、会員とユーザーが“REAL PARTNER”となり、「信頼の絆」が育まれるようにとの願いをシンボルマークに込めたものです。

不動産に関するご相談は、不動産無料相談所へ

本会では、本部、各支部事務所に不動産無料相談所を設置し、不動産取引に関するご相談、ご質問にお応えしています。

【本部無料相談所】 来館による相談は事前に電話でご予約ください。

所在地 岐阜市六条南2-5-3 岐阜県不動産会館

電話番号 058-275-1551

実施日時 毎週月曜日～金曜日（祝祭日、本会の指定する日を除く。）

午前10:00～12:00 午後1:00～4:00

弁護士相談 事前に電話でご予約ください。

毎月第3木曜日 午後1:30～4:00（予約制）

【支部無料相談所】 事前に電話でご予約ください。

実施日時 毎週月曜日～金曜日（祝祭日、本会の指定する日を除く。）

午前10:30～12:00 午後1:00～3:30

支部名	所在地	電話番号
岐阜中支部	岐阜市金園町5-26-5	058-248-6691
岐阜南支部	羽島郡岐南町下印食3-47	058-274-8899
岐阜北支部	岐阜市福光東1-25-1 白木ビル2F	058-295-1982
西濃支部	大垣市住吉町5-11 オノデン住吉ビル2F	0584-73-2300
中濃支部	美濃加茂市太田本町1-1-20 美濃加茂商工会館1F	0574-23-1800
東濃支部	土岐市泉梅ノ木町2-9-2 陶都信用農業協同組合 泉梅ノ木支店2F	0572-55-7218
飛騨支部	高山市総和町2-58-5	0577-36-1396

安心・安全な不動産取引をサポートする
不動産の総合情報サイト

“ハトマークサイト岐阜”

<http://www.gifu-takken.or.jp>

平成24年5月31日現在

所属会員 1,208名

発行所

岐阜市六条南二丁目5番3号（岐阜県不動産会館）
社団法人 岐阜県宅地建物取引業協会
公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会岐阜本部
電話 058(275)1551 FAX 058(274)8833

（発行人）

会長・本部長 箕浦 茂 幸

（編集責任者）

情報提供委員長 瀬上 直 樹